平成２２年（フ）第１７４号
岐阜県中津川市茄子川2067番地　アルトラマンションＡ棟601号
債務者　両角　国男
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７５号
岐阜県中津川市坂下883番地
債務者　松井みつえ
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４３３号
静岡県沼津市大諏訪829番地　サンメゾン富士102号室
債務者　山下　　泉
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
静岡県沼津市今沢545番地の２　県営今沢団地Ｋ４―204
債務者　山田　吉男
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９６２号
堺市南区三原台１丁３番28―310号
債務者　白石　純彦
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
堺市南区三原台１丁３番28―310号
債務者　白石　恒子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４１号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅15棟209号
債務者　ガレージパラダイス怪人20面相こと　井口　正明
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３１号
堺市南区片蔵1449番地386
債務者　高橋　育子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６３号
大阪府羽曳野市古市1394番地15棟79号
債務者　平田　秀明
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９７号
堺市東区大美野165番地３　２―305号
債務者　野中　小夜
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３１４号
堺市美原区さつき野西２丁目10番地３
債務者　篠原　勝子（旧姓左近）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３１号
堺市堺区大浜北町２丁１番７―1406号
債務者　今村　　香（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８４号
堺市南区三原台１丁３番30―102号、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番６―414号
債務者　なかじまひまわりランドこと　中島　信子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８５号
堺市中区八田西町２丁18番21号　ヴァンヴェールＡ棟203号、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番６―414号
債務者　なかじまひまわりランドこと　中島　信彦
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４０４号
堺市中区毛穴町281番地16
債務者　上口電機こと　岡本　英利
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
盛岡市中堤町31番19号
債務者　昆　　春夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８７号
盛岡市上田堤２丁目１番８号　コーポ山梨202号、旧住所盛岡市三ツ割５丁目９番28号
債務者　小橋千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６００号
盛岡市東新庄２丁目25番22号　カサ・エスペランサＢ―105号
債務者　谷村奈緒子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部